

移住世帯の県内生活を応援します！



# 秋田県住宅リフォーム推進事業

秋田県では、移住世帯が居住する住宅の居住環境整備を支援しています。住宅のリフォームや増改築をお考えの方は、ぜひ、ご活用ください！



県内に移住してから**3年以内**の方を含む世帯が対象となります

## 移住・定住世帯 定着回帰型

【対象者】 次の全てを満たす方

- ・移住・定住世帯が居住する住宅のリフォーム等工事を行う方
- ・移住者もしくはその配偶者又はそれらの親、祖父母、子もしくは孫

【対象住宅】 一戸建て、共同住宅（区分所有する専有部分）

【対象工事】 50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**20%**、**最大40万円**補助します！



**18歳以下の子**と転入で **最大60万円**に引き上げ！

## 移住・定住世帯 中古住宅購入型

【対象者】 次の全てを満たす移住者又はその配偶者

- ・中古住宅を購入し、令和7年10月1日以降に所有権を取得した方
- ・購入した住宅を持ち家としてリフォーム等する方

【対象住宅】 一戸建て（築後10年経過した空き家）

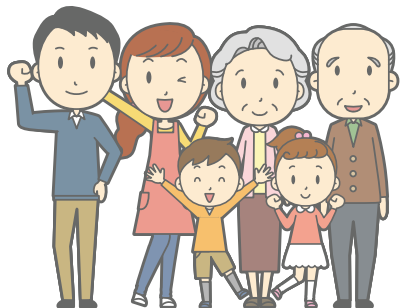
【対象工事】 50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**30%**、**最大60万円**補助します！



**18歳以下の子**と転入で **最大90万円**に引き上げ！

- ※ 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結する工事が対象となります。
- ※ 令和8年4月1日以降に完了し、令和9年3月12日まで完了実績報告ができる工事が対象となります。
- ※ 18歳以下の子とは、平成20年4月2日以降に生まれた子をいいます。
- ※ リフォーム工事をする場合は、資格者によるアスベスト事前調査が義務化され、発注者に費用負担の責務が生じています。**工事請負契約に含まれるアスベスト事前調査費は補助対象工事費に算入できます。**



息子夫婦が空き家を購入後にリフォームを行い、移住してきました。

在宅勤務になったので、実家の空き部屋をワークルームに改装して移住しました。



詳しくは、お近くの県地域振興局建築課までお電話ください

鹿角 TEL.0186-23-2311  
 北秋田 TEL.0186-63-2531  
 山本 TEL.0185-52-6103  
 秋田 TEL.018-860-3491

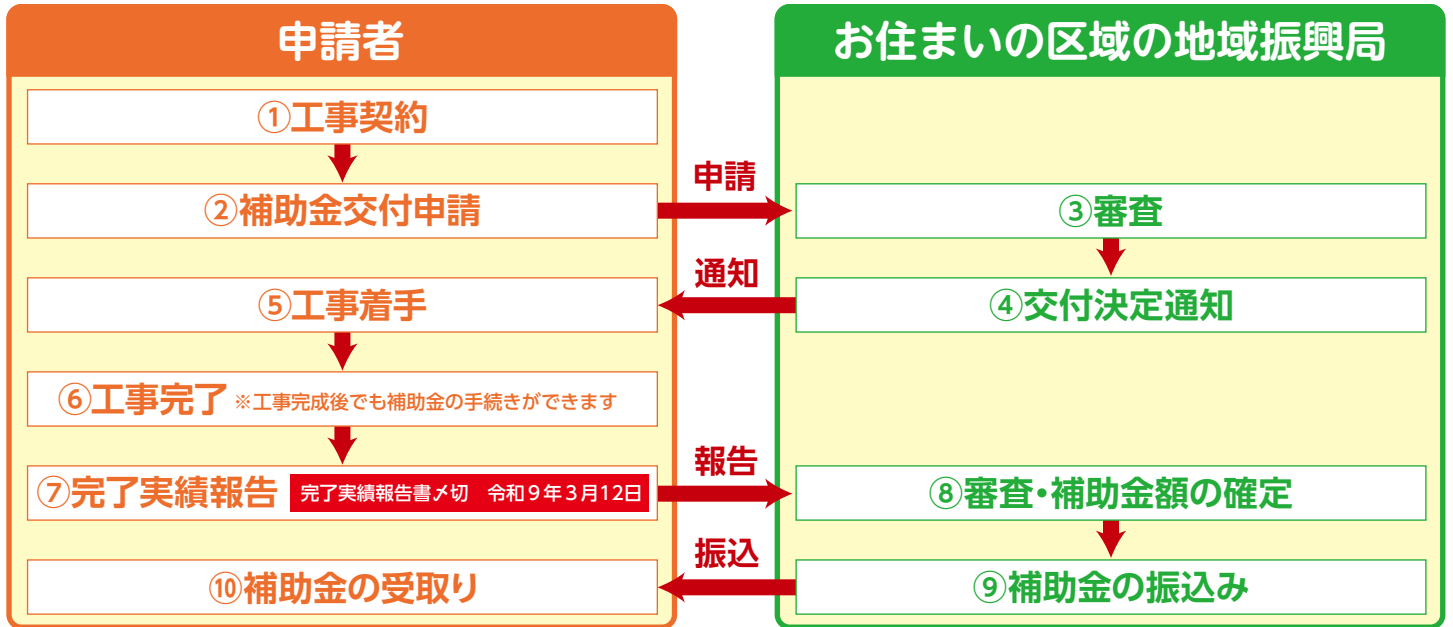
由利 TEL.0184-27-1777  
 仙北 TEL.0187-63-3124  
 平鹿 TEL.0182-32-6206  
 雄勝 TEL.0183-73-6166

県リフォーム事業HP



※市町村が実施する住宅リフォーム補助については、各市町村にお問い合わせ願います。

## ■お手続きの流れ



## ■提出書類一覧

	移住・定住世帯 定着帰帰型	移住・定住世帯 中古住宅購入型
補助金交付申請	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第3号） <input checked="" type="checkbox"/> ●工事請負契約書又は請書の写し <input checked="" type="checkbox"/> ●工事内訳明細書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事を行う住宅の外観写真 <input checked="" type="checkbox"/> ●工事部分の着手前の写真 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座の確認書類の写し <input checked="" type="checkbox"/> 移住者の住民票謄本 <small>（県外居住時の住所が記載されていない場合は戸籍の附票も添付）</small> <input checked="" type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第4号） <input checked="" type="checkbox"/> ●工事請負契約書又は請書の写し <input checked="" type="checkbox"/> ●工事内訳明細書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事を行う住宅の外観写真 <input checked="" type="checkbox"/> ●工事部分の着手前の写真 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座の確認書類の写し <input checked="" type="checkbox"/> 移住者の住民票謄本 <small>（県外居住時の住所が記載されていない場合は戸籍の附票も添付）</small> <input checked="" type="checkbox"/> 登記官の証明文の附された建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書） <input checked="" type="checkbox"/> 購入した中古住宅の売買契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅の空き家期間証明書（様式第14号） <input checked="" type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類
	<b>（申請者が移住者（配偶者）と異なる場合）</b>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と移住者（配偶者）の親子関係が確認できる戸籍謄本	
	<b>（併用住宅の場合） 共通</b>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の延べ面積が 1/2 以上であることがわかる図面	
	<b>（増改築工事などの建築確認申請が必要な場合） 共通</b>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済証の写し	
	<b>（申請者が外国籍である場合）</b>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）	
	完了実績報告	<input checked="" type="checkbox"/> 完了実績報告書（様式第10号） <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事部分の施工中の写真 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事部分の施工後の写真 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付請求書（様式第15号）
<b>（増改築工事などの建築確認申請が必要な場合） 共通</b>		
<input checked="" type="checkbox"/> 検査済証の写し		
<b>（工事後に転居する場合） 共通</b>		
<input checked="" type="checkbox"/> 転居後の住民票謄本		
<b>（工事内容の変更により補助金額が変更となる場合） 共通</b>		
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付申請添付書類のうち変更後の●印の書類		